

特定創業支援等事業に係る証明書の申請・利用について

証明書を申請・利用する方は、必ずお読みください

令和 8 年 8 月 龍ヶ崎市

これは龍ヶ崎市が発行する「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を申請し、各種支援制度を利用する際に確認していただきたい事項をまとめたものです。申請前および証明書を利用する前に、内容をご確認ください。

最初に確認していただきたい 5 つのポイント

1. 証明書は各支援を保証するものではありません:融資、保証、補助金などには、それぞれ要件や審査があります。
2. 登録免許税の軽減には会社設立登記前の取得が必要です:設立登記後に取得しても、軽減をさかのぼって受けることはできません。
3. 証明書には有効期限があります:適切なタイミングでの証明書申請を行ってください。
4. 市外での利用は制度ごとに異なります:登録免許税の軽減と龍ヶ崎市創業促進事業補助金は、市外では利用できません。
5. 制度内容は変更される場合があります:申請時点の最新の案内や公募要領をご確認ください。

1. 証明書について

証明書は、龍ヶ崎市の特定創業支援等事業による支援を受け、所定の要件を満たしたことを証明するものです。

※創業スクールとりで(実施者:取手市商工会)を受講した方の申請が可能です。

証明書の交付を受けただけで、登録免許税の軽減、信用保証、融資または補助金などの利用が決定するものではありません。各制度には、それぞれ対象者、申請期限、必要書類などの要件があり、融資、保証および補助金については、別途審査があります。

2. 証明書の交付対象者

証明書の交付を受けるためには、龍ヶ崎市の特定創業支援等事業の修了要件を満たし、次のいずれかに該当する必要があります。

1. 現在事業を営んでおらず、これから創業しようとする個人
2. 事業を開始した日から 5 年を経過していない個人または法人

個人事業主が法人化した場合

個人事業主が同じ事業を法人化した場合は、原則として、法人の設立日ではなく、個人事業を開始した日から 5 年の期間を計算します。

2 社目の会社の設立・事業承継をした場合

既存の事業を継続したまま新たに 2 社目の会社などを設立する場合や、相続、譲渡その他の事由により既存の事業を引き継いだ場合は、証明書の交付対象とならないことがあります。判断が難しい場合は、申請前に商工観光課へお問い合わせください。

3. 証明書の有効期限

証明書の有効期限は、原則として次のうち、いずれか早い日までとなります。

1. 令和 9 年 3 月 31 日
2. 開業届に記載されている開業日から 5 年を経過しない日

制度によっては、証明書の有効期限内であっても、別に申請期限や創業時期に関する要件が定められています。

4. 制度別の取扱い(早見表)

支援制度	龍ヶ崎市外での利用	主な提出先	別途審査等
会社設立時の登録免許税の軽減	利用できません	設立登記を行う法務局	適用要件の確認あり
創業関連保証の特例	利用できる場合があります	信用保証協会・金融機関	審査あり
日本政策金融公庫の貸付利率の引下げ	利用できます	日本政策金融公庫	融資審査あり
小規模事業者持続化補助金〈創業型〉	利用できます	補助金事務局など	審査あり
龍ヶ崎市創業促進事業補助金	利用できません	龍ヶ崎市商工観光課	審査あり

※上の表は一般的な取扱いです。最終的な適用の可否は、それぞれの制度の申請先が判断します。

5. 会社設立時の登録免許税の軽減

対象となる方

事業を営んでいない個人または創業後 5 年未満の個人が、龍ヶ崎市内で株式会社または合同会社を設立する場合が対象です。証明書の申請者本人が、会社法上の発起人となり、設立する会社の代表者となる必要があります。

軽減内容

会社の種類	登録免許税の税率	最低税額
株式会社	資本金の 0.7% → 0.35%	15 万円 → 7 万 5 千円
合同会社	資本金の 0.7% → 0.35%	6 万円 → 3 万円

利用手続

会社を設立する前に証明書を取得し、設立登記の際に証明書の原本を法務局へ提出してください。会社の設立登記後に証明書を取得しても、軽減をさかのぼって受けることはできません。

対象とならない主な場合

1. 証明書を取得する前に会社を設立した場合
2. 龍ヶ崎市外に本店を置く会社を設立する場合
3. 証明書の申請者が、設立する会社の発起人または代表者とならない場合
4. 合名会社、合資会社、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人などを設立する場合
5. 既に設立されている会社の組織変更、役員変更または本店移転などの登記を行う場合
6. 証明書の有効期限を過ぎている場合

登録免許税の軽減措置には適用期限があります。令和 9 年 3 月 31 日までに対象となる会社の設立登記を完了する必要があります。適用の可否について不明な点がある場合は、設立登記を行う法務局へ事前にご確認ください。

6. 創業関連保証の特例

創業関連保証は、創業する方が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、信用保証協会が債務を保証する制度です。証明書の交付を受けた方は、無担保・第三者保証人なしの創業関連保証について、通常より早い事業開始の 6 か月前から申し込むことができます。

注意事項

1. 証明書の交付を受けたことをもって、保証の利用が決定するものではありません。
2. 信用保証協会および金融機関による審査があります。
3. 保証限度額、保証期間、保証料その他の条件は、申込先へご確認ください。
4. 龍ヶ崎市が交付した証明書を使用して市外で創業する場合も、特例を利用できることがあります。
5. 申込時に必要な証明書の形式や部数は、申込先へご確認ください。

詳しくは、茨城県信用保証協会または取扱金融機関へお問い合わせください。

7. 日本政策金融公庫の融資制度における貸付利率の引下げ

証明書の交付を受けた方は、日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金」を利用する際に、貸付利率引下げの対象となる場合があります。

注意事項

1. 証明書の交付を受けたことをもって、融資の利用や貸付利率の引下げが決定するものではありません。
2. 日本政策金融公庫による融資審査があります。
3. 有効期限内の証明書を提出する必要があります。
4. 融資額、返済期間、担保、保証人その他の条件は、申込内容によって異なります。
5. 龍ヶ崎市が交付した証明書を使用して市外で創業する場合も、貸付利率引下げを利用できます。

利用を検討している方は、日本政策金融公庫へ事前にご相談ください。

8. 小規模事業者持続化補助金〈創業型〉

小規模事業者持続化補助金〈創業型〉は、創業後 1 年以内の小規模事業者が行う販路開拓や業務効率化などの取組を支援する制度です。

注意事項

1. 証明書の交付を受けたことをもって、補助金の交付が決定するものではありません。
2. 申請後に審査があり、不採択となる場合があります。
3. 証明書は、補助金の交付や補助対象者であることを証明するものではありません。
4. 特定創業支援等事業による支援を受けた時期や、開業または法人設立の時期について要件があります。
5. 現在の制度では、支援を受けた時期および開業または法人設立の時期が、公募締切日から遡って 1 年以内であることなどが要件となっています。
6. 従業員数、事業規模、対象経費、補助率などについても要件があります。
7. 龍ヶ崎市が交付した証明書を使用して市外で創業する場合も、申請できます。

公募回によって申請要件、申請期限、必要書類などが変更される場合があります。申請前に、必ず最新の公募要領をご確認ください。

9. 龍ヶ崎市創業促進事業補助金

龍ヶ崎市創業促進事業補助金は、龍ヶ崎市内で新たに創業または第二創業する方に対し、創業に必要な経費の一部を補助する制度です。

注意事項

1. 特定創業支援等事業の証明書は、補助金の申請要件の一つです。

2. 証明書のほか、申請者の居住地、会社の本店所在地、創業時期、対象経費などについて要件があります。
3. 申請後に審査があり、予算の状況などによっては補助金を受けられない場合があります。
4. 交付申請前に支払った経費は、原則として補助対象になりません。
5. 契約、発注、支払いまたは事業への着手を予定している場合は、あらかじめ商工観光課へご相談ください。
6. 龍ヶ崎市外で行う創業は、この補助金の対象になりません。

補助金の利用を検討している方は、事業を開始する前に商工観光課へご相談ください。

10. 証明書の記載内容に変更が生じた場合

証明書の交付後に、次のような変更が生じた場合は、その証明書をそのまま利用できないことがあります。

1. 氏名または住所
2. 会社の商号、本店所在地、資本金または代表者
3. 事業内容
4. 開業予定日または会社設立予定日

証明書を利用する前に、各制度の申請先または商工観光課へご確認ください。

11. 証明書の原本・写し

制度によって、証明書の原本が必要な場合と、写しで手続できる場合があります。特に登録免許税の軽減には、証明書の原本が必要です。

複数の制度に証明書を利用する予定がある場合は、証明書の申請時に商工観光課へお申し出ください。また、それぞれの提出先に、必要な証明書の形式や部数をご確認ください。

12. 証明書の申請

1. 創業スクールの受講状況や申請内容を確認してから発行します。
2. 既に事業を開始している方には、開業届、法人設立届出書、履歴事項全部証明書など、開業日または法人設立日を確認できる書類の提出をお願いする場合があります。
3. 郵送で申請する場合は、必要書類や証明書の受取方法について、事前に商工観光課へお問い合わせください。
4. 申請書の記載に誤りや不足がある場合は、発行までに時間を要することがあります。

会社の設立予定日、融資の申込日または補助金の申請期限などを確認し、余裕をもって申請してください。

内容は、令和 8 年 8 月現在の制度に基づいています。法令改正や制度の見直しにより、内容が変更される場合があります。実際に制度を利用する際は、それぞれの申請先が公表する最新の情報をご確認ください。

龍ヶ崎市役所 市民経済部商工観光課企業支援グループ
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
電話:0297-64-1111